

要望事項 (優先順位 4)

宝が池公園に隣接する松ヶ崎東山の安全対策

要 旨

当該地域は土砂災害警戒区域等に指定されており、住宅のすぐ裏側では、山の斜面から落石や土砂崩れが生じ、住民は日々不安を感じています。平成30年の台風21号では、樹木の倒木により電線が切断され、付近一帯が数日間停電する被害が発生しました。応急的に支障樹木は伐採され、復旧作業が実施された状況ではありますが、昨今多発しているゲリラ豪雨や台風により、同様の事態になることが危惧されます。

新たな災害を発生させないためにも、土砂崩れの復旧や落石防止及び樹木の適切な管理等を行政主導のもと、実施していただくよう要望します。

当該地域では、シカが多く繁殖し、下草等を餌としていることが土砂崩れや落石が発生する要因の1つになっていると考えられます。また、樹木伐採にあたっては、周辺にホタルが生息しているため、単なる伐採ではなく、良好な環境を維持していただくようお願いします。一部では簡易土留が設置されていますが、対応が不十分であり、私有地の場合でも宝が池公園の予定地であることを踏まえ、行政主導の対応をお願いいたします。

**回 答
(建設局)**

当該地域は、宝が池公園の予定地であり、本市が管理する土地では、倒木、落石事故の防止を図るべく、定期的に職員によるパトロールを行っております。

また、過去に倒木が発生した箇所、住宅地に近接する箇所を重点的に、毎年、浮石の除去や危険木処理を行っております。

予定地におけるシカの食害が招く表土流出等の問題につきましては、今後、現地を調査のうえで対策を検討してまいりたいと考えております。

まずは、パトロールによる危険箇所の早期発見、被害防止に努めるとともに、樹木剪定等の工夫により、周辺の生き物にも配慮した維持管理を行ってまいります。

(京都府京都土木事務所)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものでありますので、土砂災害防止法の目的について、御理解のほどよろしくお願いいたします。

地図

